

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (七)

—一八七一年九月より一八七二年一一月までの記録—

岩 村 等

Na
58

一八七二年九月四日水曜日

ジョン・ウィリアム・ハート(原告)

対

E・C・カービィ商会として

商売を営むE・C・カービィ(被告)

被告は、高等法院に上訴する許可を求めて いる。

数人の当事者に対する審問に基づき、本日より一四日以内に以下の条件に被告が応ずるならば上訴の許可が与えられるべしと命令する。以下の条件とは、左の通りである。

資料	凡例
(1) ~ (10)	[以上第一五号]
(11) ~ (24)	[以上第一六号]
(25) ~ (42)	[以上第九号]
(43) ~ (57)	[以上第二〇号]
(58) ~ (68)	[以上第二一号]
(69) ~ (82)	[以上第二二号]
(83) ~ (112)	[以上本号]

上訴手続の進行と、手数料、諸費用および訴訟費用の支払いとの保証として被告が二五〇ドルの保証金を差し出すべし」と。

上記の期間あるいは上訴中に、上記の条件が前もって受諾されるならば、交渉計算書の解釈に関する決定は実行されるべきであるが、金銭の支払いに関する決定はすべて停止されるべきである。

資

署名 H・S・ヴィルキンソン
Na 60 女王陛下の副領事にして領事代理兼
判事

兵庫大阪英國領事館の印

(84) ジョセフ・ハドソン・マグレガー対ジョーン・ヘンリー・ウィングナル

Na 60

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月五日 木曜日

ジョセフ・ハドソン・マグレガー
ヘンリー・ウィングナル

当事者双方が出廷し、訴は撤回される。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼
判事

兵庫大阪英國領事館の印

(85) ルイス・クニフレル、グスタフ・レデリエン

およびアウグスト・エバース対リューネン・ジョセフ (ト)

Na 62

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月五日 木曜日

L・クニフレル商会のもとで商売を曾むルイス・クニフレル (Lewis Kniffler)、ゲバタ・ンゲラヒ (Gustav Reddelien) およびアウグスト・エバース (August Evers) (原告)
対

L・ジョセフ商会のあとで商売を曾むリューネン・ジョセフ (Lewin Joseph) (被告)

原告は、彼らの代理人C・アイブス (Iversen) によって訴訟申立書が送達されたと申し立てた。
原告が外国臣民であるので訴訟費用の保証として五〇ドルを

寄託すべしと命令する。

この命令は受諾せられ、申立書が送達されるよう命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(86) ジョン・ウィリアム・ハート対 E・C・カービ

イ (三)

Na 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月七日土曜日

ジョン・ウィリアム・ハート (原告)

対

E・C・カービ (被告)
ルズ・カービ (原告)

一八七二年九月四日水曜日付の当法廷の命令により、

本訴訟で問題となつてゐる投機の利益が考慮されるべきこと、このために幾人かの当事者が本日すなわち一八七二年九月七日午前一〇時に当法廷に出廷すべきこと、

エンジンの費用を除く仕事の費用の5%がこれらの利益から控除され、被告から原告に支払われるべきこと、

残りの利益の半分が被告から原告に支払われるべきこと、

訴訟費用が確定され、被告により支払われるべきこと、

が命ぜられた。

現在、数人の当事者が定められた本日一八七二年九月七日土曜日に出廷し、原告は本人が、被告は代理人が出廷している。事案における当事者の審問により、上記投機の利益が四〇〇〇ドルになること、

エンジンの費用を除き、仕事の費用の5%が六五〇ドルとなり被告により原告に支払われるべきこと、

前記六五〇ドルの金額を控除した利益の残金が三三五〇ドルとなり、利益の前記残金の半額が一六七五ドルとなり、被告より原告に支払われるべきこと、

訴訟費用が六四ドル六三セントとなることそれゆえ、上記の命令により被告より原告に対して支払われるべき金額が二三二五ドルと訴訟費用六四ドル六三セントであることが認定された。

したがつて、本日より毎月一ヶ月以内に被告は訴訟費用六四ドル六三セントとともに、前記二三二五ドルを原告に支払うべ

しと命ずるものである。

署名

H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(37) 故ジョージ・シンプソン・カー対ジョームズ・マッキーバー

No.5
警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一〇日火曜日

ジョージ・シンプソン・カー

(George Simpson Carr)

(英國船オケアナ号の船長)

被告は、一八七二年九月八日日曜日夜八時以来、許可なく下船

したと告発されて いる。

ジョームズ・マッキーバー

(James McIver)

被告は、告発を認諾した。

それゆえ、被告が直ちに船上に移送されるべきこと、六ドル

七五セントが被告の将来の賃金から控除されるべきであり、そ

の金額は被告の反則を理由として船長によつて適切に課された費用であつて、すなわち、五ドルは被告の逮捕のための費用、二五セントは拘留中の食事代、一ドル五〇セントは訴訟費用である。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(38) 故ジョージ・ローズ・マッケンジーの件

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一一日水曜日

故ジョージ・ローズ・マッケンジーの件について

エドワード・チャールズ・カービィは、故人の遺言において

指名された単独の遺言執行者として遺言検認の認可を申請す

る。

申請通り遺言検認が認められるべしと命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(39)

G・ドモニイ商会のもとで商売に従事するG・ドモニイとアルフレッド・プラマ対ジョームズ・ハーディ (三)

No. 41

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一一日水曜日

G・ドモニイ商会のもとで商売に従事するジョージ・ドモニイとアルフレッド・プラマ (原告)

対

ジョームズ・ハーディ (被告)

一八六五年の中国と日本についての枢密院令と一八六九年の債務者法により発行された召喚状により、原告に対しても六ドルと訴訟費用六ドルとを被告が支払うように命じる命令が発行された一八七二年七月二七日以来、被告が所有しているか所有していたかもしれない財産について宣誓して証言するためには、被告は出廷した。

原告は、代理人であるフレデリック・クラッチレイが出廷した。

本訴訟においてその後負った訴訟費用六ドルと六六ドルとを

被告が支払い、また、本日午後三時より前に残りの六ドルを支払ふことを被告が約束したので、審問は、午後三時まで延期された。

午後三時

被告は出廷し残金を支払ったので、以後の手続は中止された。

340

341

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼
判事

兵庫大阪英國領事館の印

ジョーン・ウィリアム・ハート対エドワード・チ

ヤールズ・カービィ 四

No. 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一一日水曜日

ジョーン・ウィリアム・ハート (原告)

対

E・C・カービィ商会として商売を営むエドワード・チャーチルズ・カービィ (被告)

六七

料

被告は、一八七二年九月四日の命令の中で指定された保証金提出の期日を七日間延長するように申請した。幾人かの当事者に対する審問に基づき、一八七二年九月二〇日の朝九時かそれ以前に郵便船が兵庫に到着した場合には、同日の午前一一時まで期日が延長されるべきこと、

郵便船が上記の時間に到着しないが、その日のうちに到着した場合には、期日が上記郵便船の到着後二時間まで延長されるべきこと、

しかし、上記の時間に郵便船が到着するしないにかかわらず、期日は、前記一八七二年九月二〇日を超えて延長されることはないこと、

証拠E、F、H、Jの写しが証拠金に添付されねばならず、さもなければ、保証金の提出について秘密院令によつて最初に定められた期間を超えて保証金は受領されてはならないこと、が命ぜられた。

本命令の申請費用一ドルは被告によつて支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

No. 21 刑事 (01) 女王対ジョン・ウッド・ローズ
女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一二日木曜日

女王(岩吉の訴えにより)

被告は、告訴人岩吉に対し一八七二年九月六日に暴行を働いたとして告

ジョン・ウッド・ローズ (John Wood Rose)
被告は、無罪を主張した。

岩吉は、真実を語るように正式に警告されて陳述した。私は

二三番の所有するガンボートの船員である。岩吉もそのガンボートの船員であった。彼はガンボートの所有主から賃金を一切受け取らなかつたので、白い蒸氣船に働きに行つた。彼は、七月一日から一両三分を受け取つた一〇日まで働いた。それから彼が白い蒸氣船を行つた一八日まで働き続けた。私は、七月一日から働いた。私は、一〇日までの支払いを受けた。私は二十四日まで働いた。その日、私は被告から書状を一通受け取り、それを二三番の主人に持つていった。私は主人から五両を受け取り、主人は翌朝残りを取りに来るよう言つた。私は、この五両を被告の妻に渡した。私は、私の賃金として彼女から三両を

受け取った。私は、翌朝戻った。主人は、まさに翌日の朝来るようになると私に言っていたのである。二五日の朝、私は主人のところへ戻ったが、金は一錢も受け取らなかつた。二六日に、被告は上陸した。彼が戻ってきた時に、被告は、主人から金を受け取ることができなかつたと言つて、私と他の者に運上所に訴聞えるようにと言つたのである。私は、受け取る金は一両だけだったから運上所へは行かなかつた。私は行くつもりはない、被告の妻が二両持つてゐるので一両を私に与えるべきだと言つた。被告は、少年に三両を支払つたと言つた。私は彼に、それをそこの少年に与える権利は彼にはない、私に一両を渡すべきだと言つた。私は、二〇日から二四日の間に、被告から食料を若干もらつた。彼は、私に食料を与えたので一両を渡す気はないと言つた。彼の妻は、彼に船頭が私を馬鹿と呼んだと言つた。そこで、被告は私を殴つた。

被告による反対尋問。私は、被告にも彼の妻にも「畜生」という言葉を使用しなかつた。私は、オールで被告の妻を殴らなかつた。オールは、我々が小さいボートに乗つていた時に、私がオールをボートに引つ張つた時に彼女に当つた。彼女は、「あなたは何故私をオールで打つたのか」と言つた。私は、打つても

りはなかつた。オールを中へ入れるためにオールが当つたのであると言つた。私は彼女を「ラシャメン」とは呼ばなかつた。被告は、右のこぶしで一回、左のこぶしで一回、私を殴つた。法廷に対して。先月の二六日と言つたのは間違いで、今月の四日であつた。

署名 岩吉（岩吉の自署）

これで、告発側の陳述を終了する。

ジョージ・ウォーカー (George Walker)、兵庫の W・ハウエルズに雇われてゐる製缶工兼エンジン整備工は、正式に宣誓して

陳述した。私は、事件が発生した時に、ガンボートに乗船してゐた。告発人は、日本人の女性と賃金について口論していた。彼は、「泥棒と同じこと」というような悪い日本語を使用してゐた。被告は、彼に去れと言つた。彼は行かなかつた。それから、被告は、殴りかかるばかりに彼に近づいたが、彼を殴らなかつた。そして、行つてボートの缶を焚けと彼に言つた。告発人は、行つてボートの缶を焚いたあと、戻ってきて再び悪い言葉を使いはじめた。私は、「畜生」という言葉をほつきり覚えてゐる。それから、被告は彼を殴つた。

判決

署名 ジョージ・ウォーカー

私は、被告が罰金一ドルと訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべしと判決する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼
判事

兵庫大阪英國領事館の印

一八七二年九月一三日金曜日

判決

被告ジェームズ・マッキーバーは居留地監獄に二四時間収監されるべし。逮捕、有罪決定および処罰の全費用は、被告の賃金より差し引き、原告より支払われるべし。これらの費用の総計は八ドルであつて、すなわち、逮捕に五ドル、収監に一ドル五〇セント、そして訴訟費用として一ドル五〇セントである。

(92) ジョージ・シンプソン・カー対ジェームズ・マッキーバー

No. 6

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一二日木曜日

ジョージ・シンプソン・カー

(英國船オケアーナ号の船長)

対

ジョームズ・マッキーバー (同)

号の船員)

被告は、一八七二年九月一〇日以降、許可なくかつ正当な理由なしに下船したことで告訴された。

三日金曜日午前一時まで延期され、被告の拘留は継続された。

署名 H・S・ウィルキンソン

No. 23 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一七日火曜日

兵庫大阪英國領事館の印

(93) 日本政府鉄道寮対ジョシュワ・ウェストモラン

ド

日本政府鉄道寮

対

ジョシュワ・ウェストモーランド (Joshua Westmorland)

被告が病氣により出廷できなかったことが明白であるので、陳述は後日命令のあるまで延期となつた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(94) 日本政府鉄道寮対ボウマン・トンプソン

Na 22 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一七日火曜日

日本政府鉄道寮

対

被告は、日本政府に雇われているにもかかわらず、一八七二年九月五日に泥ボウマン・トンプソン 酔し、熟練工として自らの仕事に従事できなかつたことにより、品行不良でもつて告発された。

被告は、上記のことと當時日本政府に雇用されていたことを認め、有罪と答弁した。

判決

被告の賃金の一部、すなわち四日分の賃金あるいは一五ドル七六セントが減額されるべきこと、および被告は訴訟費用一千ル五〇セントを支払うべきことが命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(95) ジョーン・ヘンリー・ウェイグナル対ジョン・ウッド・ローズ

Na 28 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一八日水曜日

ジョーン・ヘンリー・ウェイグナル 被告は、召喚状で指定されて

対

いる原告の品物を窃盗したと

ジョン・ウッド・ローズ

して告発された。

被告は、無罪であると主張した。松、亀吉、定次郎およびジョン・ヘンリー・ウェイグナルの証言録取書が取られた。

証言録取書が被告に対して読み上げられた。被告は答弁を保留すると陳述した。保釈金を提出しうるかと尋ねられて、被告は、兵庫には友人がいないと言つたので兵庫の居留地監獄に收

容された。彼は、証言録取書の写しを受け取る権利があり、裁判所が無料で写しが与えられるように命じてることを知られた。被告と居留地看守ローリングとは、必要なものあるいは

その他の件について、被告が裁判所と連絡したいと望む時は、ローリングがそのための手段を被告に与え、緊急の場合には、S・ハリスが呼ばれると知らされた。

ジョン・ヘンリー・ウェイグナルは、告発と通知の受け取りのために、五〇〇ドルの誓約をなした。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(96)

ジョン・ウッド・ローズ対ジョン・ヘンリー・ウェイグナル

No. 68

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一八日水曜日

ジョン・ウッド・ローズ

対

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル

を請求する。

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル

原告は、賃金の残額九六ドル

兵庫大阪英國領事館の印

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル

当事者双方が出廷し、本訴訟の審問は、原告に対する窃盜の告発の審理のあとまで延期されるべしと命令された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

No. 25 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一八日水曜日

日本政府鉄道寮

対

ジョン・ロナルド (John Ronald)

日本政府側のジョン・イングランドは、召喚状が撤回される

べしと申請し、一ドル五〇セントの訴訟費用を支払った。

命 令

以後の手続を中止することが命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

(98) 日本政府対ジョージ・シンプソン・カー、ヴィリアム・アレクサンダー・ワトソン
No. 26 27 29 30

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一九日木曜日

日本政府（略式起訴による）

対

ジョージ・シンプソン・カー

（英國船オケアーナ号の船長）

日本政府

対

ヴィリアム・アレクサンダー・ワトソン

被告らは、一八七二年九月一日に、日本

本国の税関役人によつて封印されたオケアーナ号のハッチを開封したとして告発されてゐる。

被告らは、一八七二年九月一二日に、同様の犯罪によつて告発されている。

罪状認否を問われて、被告らは無罪を主張した。

大阪に滞在中で不在の税關次官、厚東樹臣七等出仕の代理として、兵庫税關のタカアキラ權大属が出廷した。

森有政、兵庫税關の監船吏助勤は眞実を語るように正式に警

告され陳述した。日本暦八月九日（九月一一日）に、私は、被告カーが船長である四六番の英國船に歐州時間の五時半に乗船した。引き戸の小さい入口がある。私が調べた時には、封印は552その上に貼られていた。だがもっと大きい二つのハッチは開封されていた。前日に乗船した監船吏が乗船してきた。監船吏が前日に正しくハッチに封印したと確信していた。その日の夕方役所に戻り、私は、監船長に事實を報告した。

被告カーによる反対尋問。

輪にロープを通し結び目を封印することによつて、私は、鍵のないハッチを縛りつけた。貯蔵用の場所があり、封印するところを封印した。税關に出勤する時間は、朝五時であり、オケアーナ号に私が向かつたのは五時半ちょうどであつたろうと物置場が二つあつたので、いつものように上陸した時に、それら両方を封印した。税關に出勤する時間は、朝五時であり、オケアーナ号に私が向かつたのは五時半ちょうどであつたろうと判断する。我々は、税關の時計が五時をうつやいなや船に向かつた。私は、一二日にはこの船に乗船しなかつた。

被告ワトソンによる尋問。私は時計を持っていなかつたが、九日（一一日）の朝、船上に行ったのは確かに五時半ではなかつた。私は船に行つたあとでいかなる船の鐘も耳にしなかつた。

た。私は、正午に船の鐘が打つことに気づいており、それがなんのためか、沖仲仕のためかどうか知らなかつたが、三〇分おきに鐘が鳴ることには気づいていなかつた。九日は、私がこの船に乗船した最初の日であつた。その後私は一度乗船した。私が乗船した二回目の場合には、封印は申し分なかつた。私は、船室において、伝令が封印を開封するようになつてゐたことを覚えている。開封しない理由があつた。雨が非常に激しく降つており、作業が終了しなかつたので、私は開封しなかつた。伝令が来た時、私は食事を摂っていた。私は、最初の伝令が何を言つてゐるのか全くわからなかつた。それから二番目の伝令がやつてきた。彼がやつてきた時に、私は、食事を終えていなかつたが、たちちに出かけた。その朝、私はいつもの時間に出発し、三隻の船を訪問し、乗船して封印を調べ、朝食を摂るために船室に降りた。他の船を私が訪問した理由は、同じボートで行つた監船吏を乗船させるためであつた。私がオケアーナ号に乗船する前に、三隻の船を回るために約一時間かかつたと思う。九日には、この船が最初に行つた船であり、他の船には行かなかつた。二回目の朝乗船した時には、だれも作業のために待機していなかつた。作業を終了させなければならない時には、乗船すると私はいつもたちちに開封する。雨の朝、私はいつもたちちに開封する。

は、作業がなされるかどうかを誰にも聞かなかつた。質問。終了しなければならない作業があるとあなたが言われたかどうかにかかわらず、乗船した時にハツチを開けるのがあなたの義務ではないのか。はい、それは通常の経過であるが、この日の朝には、私は朝食を摂るために待つていただけである。封印が破れていたのを見た最初の日に、私は、それが悪いとは船上の誰にも言わなかつた。夕方に私が上陸しようとした時に、英語を少し理解している杉山が、私を運びにやつてきたボートに乗り込んでいた。まわりに男達が立つていていた時に、杉山は、「これスランパン (Srampan) 悪い」というようなことを言つた。オケアーナ号の前日の係であった者が彼と一緒に來た。今北俊明が彼の名前である。

法廷に対して。九日の夕方、私は上陸する時に、封印でハツチを固定した。

署名 監船吏助勤 森有政

藤山、兵庫税關の監船吏は、眞実を語るように正式に警告され陳述した。私は、日本曆八月一〇日（九月一二日）に英國船オケアーナ号に乗船した監船吏である。五時に税關を離れ、私は五時半にオケアーナ号に乗船した。甲板には鉄棒があつた。ハツチを開封するのが私の役目であつた。しかし私が封印

を見た時に、私は、封印が破られ、鉄棒が約一二フィート引き出されているのを発見した。日本のボートがオケアーナ号に横づけされ、四本の鉄棒がオケアーナ号から引き出されて日本のボートに置かれていた。甲板の二つの箇所に鉄棒が置かれていた。約一〇〇本があちこちに置かれていた。封印の一つが破られて、いるのを発見し、開封することが私の役目であったので、私は、船をぐるっと回ったところ、すべての封印が破られて、いるのを発見した。私はこの事態が全くわからなかつたので、税関に伝言をことづけ、横づけしている日本人のボートに乗つて、いた船頭に離れるなど命令した。税関から一人やつてきた。七時頃のことであった。彼の名前は森であつた。今朝尋問されて、いる森ではない。彼が船上に残り、私は税関を行つた。それから、我々のうちの三人が再びオケアーナ号に乗船した。正午前と私は信じる。我々のうちの一人（閔という）は英語を理解していた。私は、封印が破れているのを発見したことについて閔に話し、彼は船長に話しかけた。私は、彼が言つたことを覚えていなかつた。

被告カーによる反対尋問。最初に私が乗船した時に、私はあなたに会わなかつた。私は、もう一方の被告と会つた。私が乗船した時は早朝であったので、あなたを起こしたくなかった。

私は、船室に行かなかつたが、しかし少し後に行つた。少し後に、私は、甲板上であなたに会つた。私が乗船してから船長に会う前に、約一七本の鉄棒がボートに移された。私が話している鉄棒とはチーブのことである。あなたはその朝私に話しかけた。私は、あなたの言つていることがわからなかつた。私は、「わからない」と言つた。私は、封印が破られていることについてあなたに何も言わなかつた。

被告ワトソンによる反対尋問。私は、時計をつけた。私は、乗船した時に何時か調べた。これは私の時計である。現在私の時計では二時半である。私の時計は少し早い。「眞実の時間は一時ちょうどである。HSW】時計はその朝正確であった。私は、出発した時に時間を調整した。私が乗船したのは六時半ではなかつた。乗船した後船室を行つた時に、船室の時計では六時ちょっと過ぎであった。私は、船の鐘が三〇分毎に打つのを知っていた。私は、オケアーナ号の船上では一度もそのことは気つかなかつた。私は、乗船用のはしごをのぼつていた時に船長を見なかつた。乗船した時に、荷をほどかれたチーブがあつた。私は、封印が破れていたことについてあなたに話さなかつた。

権大属は再尋問を望まなかつた。

法廷に對して。私は、まず、封印の破却について税関に報告

した。税関に報告するため、私を運んできたボートの船頭を一人送り返した。当日の朝、オケアーナ号へ行く途中で、我々は、三隻の船を訪れた。オケアーナ号は、我々が行つた最後の船である。オケアーナ号に乗船した時に、太陽の半分が山際に見えていた。オケアーナ号に到着する前に、三隻の船にどれぐらいの時間を費やしたか。私は、五時に出発し、五時半にオケアーナ号に着いた。それが要した時間であろう。自信はない

が、私は、現在四時半頃に太陽が昇ると思う。船上に税関規則が置かれていたかどうか私は知らない。オケアーナ号が入港した時に、私は、勤務していなかった。

署名 藤山

署名 監船吏

557

今北俊明、兵庫税関の監船吏は、真実を語るように正式に警
告され陳述した。日本暦八月八日（九月一〇日）に、私は、オ
ケアーナ号の監船吏であった。私が船倉に封印をした。三箇所に封印した。一箇所は引き戸のハッチであった。もうひとつは、ハッチの上に箱のようなものがあった。第三のハッチには、鍵をかけられた箱のようなものが全体を覆っていた。私は、これらの三箇所に封印をした。前檣のハッチには封印をしなかつた。人はそこから出入りできたが、品物は、入れること

も出しきなかつた。

被告カーは、この証人に對して質問するかと尋ねられて、ない」と陳述した。

被告ワトソンは、この証人に對して質問するかと尋ねられて、ないと陳述した。

法廷に對して。いつも、我々は、六時前に税関を出発し船に向かう。私は、六時少し過ぎに日が昇ったと思う。

署名 監船吏 今北俊明

権大属は、提出すべき証人がもはやいないし、提出すべきかもしれない唯一の他の人物は後に船長に話しかけた関であるが、彼を出廷させる必要があるとは思わないと言つた。

ジョージ・スマス、英國船オケアーナ号の船大工は正式に宣

558

誓して陳述した。私は、九月一日の水曜日のことを覚えていた。税関の役人が乗船してきたのを覚えている。役人がやってきたのは六時過ぎであつたし、しばらく我々は勤務を交代していたのである。太陽は昇つていた、十分に昇つていた、マストの高さまで昇つていた。マストの高さということによつて、私は、水平線より三ないし四度上ということを言つてゐるつもりである。ハッチは、六時半に開封された。船員は、船尾甲板を洗つてから封印を除去した、私の記憶にまちがいがなければで

あるが。彼らがその朝そうしたのを覚えている。誰が命令したかは知らない。一等航海士か二等航海士であると思う。毎朝、勤務交代の時にそれがなされる。私は、翌朝のことを覚えてる。その朝は、前日よりも監船吏が来るのは遅かった。その朝、六時半から七時二五分前の間に、ハッチは開封された。ハッチが開封された時に、ちょうど監船吏は乗船してきたと思う。最初の封印が開封された時には、彼はいなかつた。現在、

太陽は、五時二五分頃に昇る。いつも、太陽が昇る前に、ハッチが開封されたことはない。我々が勤務交代をするのはいつも六時五分か一〇分である。ここでも、横浜でも、いずれの場合もそうである。

被告カーに対して。私が部署についてから、五時半に税関の役人を甲板上で決して見なかつた。乗船してきたのを私が見たなかで、一番早かつたのは先週の月曜日であった。彼は、六時一〇分前か五分前に乗船してきた。それが彼らが早く乗船してきた最初の朝であった。乗員は、六時前に勤務交代を要請されることは決してない。この朝、我々が勤務を交代したのは六時五分であつて、その時、税関の役人は乗船していなかつた。彼は、六時七分頃まで来ていなかつた。我々の時計は、他の時鐘より五分早い。

被告ワトソンに対し。我々が前部ハッチと呼ぶ広いハッチは、先週の月曜日よりも以前に封印されたことは決してなかつた。前部ハッチよりも二フィート前に、かつて封印されたことがない小さいハッチがある。引き戸のついた後部ハッチは、二、三日前に私が税関の役人に注意するまで、封印されたことはなかつた。大きい前部ハッチの引き戸は、いまだ封印されたことは一切ない。

署名 ジョージ・スミス

権大属は、この証人に質問することは一切ないと陳述した。ロバート・リドル・ホープ、英國船オケアーナ号の見習は、正式に宣誓して証言した。私は、九月一日の水曜日のことを覚えている。税関役人が乗船してきたのを覚えている。税関役人が乗船してきたのは六時一〇分頃であった。我々がハッチを開封したのは何時であったか言えない。すべての船が、我々が勤務を交代する前に、時鐘を打つたと私は思う。私は、四点鐘を指して言っているつもりである。翌朝のことは覚えている。税関役人が乗船してきたのは翌朝は少し遅かった。彼が乗船してきた時に、私は、ちょうど中甲板から出てきたところである。彼らが積荷に何かをしていたとは思わない。船長は、船尾桜甲板に立っていた。航海士は、彼にハッチを開封するよう

言うように私を遣わしたが、彼は来なかつた。私は、その日を覚えていない。私は、その日が水曜日の翌日であったかどうか確かではない。通常、ハッチは、六時二五分の間で開封される。我々は、六時よりもずっと早く勤務を交替することは決してない。ハッチの開封を命令するのは一等航海士である。我々が交代する前にハッチが開封されるはずであつたかどうか覚えない。私は、五時二五分か三〇分頃に起床する。私は、日昇時間を見らなかつた。

被告カーレに対して。乗組員達は、最初の朝六時一〇分に役人がやつてきた時には、仕事を開始していなかつた。私は、一晩中いくつかのハッチが封をされないままになつていてことに気が付いていた。税関役人が当日の朝乗船してきた時に、あなたが役人に話しかけるのを私は聞かなかつた。あなたは甲板に立つていた。私は、彼が帽子であなたに触れたかどうか気付かなかつた。

被告ワトソンに対して。前部船倉に通じる小さい前部ハッチは、この日まで封印されなかつた。先週の月曜日が、前部ハッチが封印されているのに私が気付いた最初の日である。前部ハッチは、小前部ハッチよりも少し後ろにある。

権大属は本証人に質問すべきことないと陳述した。

法廷に対し。私は、チュープが甲板に置かれていたのを覚えている。私は、それがいつの夜であったか覚えていない。私は、税関役人が翌朝来たかどうか覚えていない。

署名 ロバート・リドル・ホール

森有政が法廷に再喚問された。私が船倉を封印した九日夜、人が歩いている船倉の外側に鉄棒がいくつかあつた。数量は覚えていないが、約四〇から五〇本であつたと思う。九日夜私が乗船した時に、太陽は少し昇つていた。私は、何時に太陽が昇つたかどうか知らない。私は時計を持つていらない。我々が税関を出た時には太陽は上がつていなかつた。鉄棒が中空であったかどうか私は知らない。

署名 森有政

ジョン・プレストン(John Preston)、英國船オケアーナ号の二等航海士は、正式に宣誓して陳述した。私は、九月一一日水曜日のことを覚えている。私は、その朝税関役人が乗船してきたことを覚えている。それは、六時二五分頃のことであつた。その朝、ハッチは六時二〇分頃に開封された。私は、翌朝の木曜日のことを覚えている。その朝六時一〇分頃税関役人は乗船してきた。その朝ハッチが開封されたのは六時過ぎであつた。六時は勤務交代の正確な時間である。時々、それは六時過

ぎであるが、決して六時前にはならない。その朝件のチューイブが日本人のボートに積み込まれていたことを詳しくは思い出せない。私は、ハッチが六時前に開かれるのを見たことは決していない。一等航海士が、通例ハッチを開くことを命令する。

被告カーに対して。役人が乗船してきた一二日の朝あなたが甲板にいることに、私は気付いた。私は彼があなたに敬礼するのを見た。あなたは、彼にもっと早く来るべきである。六時前か六時には来なければならないと言った。私はその役人を知っている。（藤山を指さして）この人である。彼が乗船してきたのは七時二〇分前頃であった。それより五ないし一〇分前に彼は船についた。

被告カーは、この証人に質問があるかと問われて、ないと言つた。

権大属は、この証人に質問がないと言つた。

法廷に対しても。最近の日の出はほぼ六時一五分前である。税関役人が乗船してくる時間は非常に不規則である。六時から七時の間に近いとは言えない。彼らは決して六時前には来ない。³⁵³ し、六時半前にもめったに来ない。

被告カーは、二日目の一時近くまで、封印が破られているこ

とを知らなかつたと主張した。また、船上に積んでいた荷物は鉄のみであり、万一港の規則に違反したとしても、それは詐欺的意図によるものでは全くないと述べた。

被告ワトソンは、ハッチを開封する上で害をなしているとは知らなかつたと陳述した。六時以前にはハッチを開封せず、役人は、ハッチが開封された月曜日までいなかつたと述べた。その時から、ワトソンは役人が現われるのを待つた。役人は訴えを起こした。役人は、私に開封するなど言うための規則書を一切持つていなかつた。ボイが船室を清掃した時に役人を外へ出さなかつたならば、何事も言われなかつたであろうと彼は信じている。

権大属は、発言も、喚問すべき証人も、もはや一切ないと述べた。

判 決

本件において、被告らは、日本税關役人によつて英國船オケアナ号のハッチに施されたる封印を九月一一日に破つたことにより、一八五八年八月二六日に江戸において署名せられたる³⁵⁴ 条約付属の貿易章程第二条を侵犯したことで告発された。彼らが告発されている違反は、貿易章程の効力、章程が付属された条約の箇条、一八六五年の枢密院令（中国と日本）第八四条に

より六〇ドルを越えない過料を科され、同一の枢密院令第九一

条によりすべての点で刑事上の罪として審理されうる。

彼らは、九月一二日に同一の違反をなしたことによつてもま

た告発された。

貿易章程の表現に注意すると、私は、税關役人に与えられた

権限は日昇時に消滅し、その時間以後は、入口から船倉までの

船の作業から告発されている士官たちを税關役人が排除すること

はできないというのが私の意見である。開封のために税關役

人が到着するまで、船の士官たちの側でハッチを開かないのは

正しく用心深いことであろう。しかし、その時間より後に士官

たちが開封したのであれば、この章程で課せられている罰を彼

らが課せられうるとは私は思わない。六時までハッチは開封さ

れなかつたし、太陽は六時より前に昇つたと私は確信してい

る。それゆえ、私は、被告達が無罪であると判決する。さら

に、私は、被告達の側でハッチを開閉するについて詐欺的意図

はなかつたと確信する。

それゆえ、告発は却下される。本件の訴訟費用は免除され

る。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の領事代理兼判事

Na
58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二〇日金曜日

ジョン・ウィリアム・ハート

対

E・C・カービイ商会として商売を営むエドワード・チャーチルズ・カービイ

ヘンリー・セント・ジョン・ブラウンが出廷し、この地域から離れた原告ジョン・ウィリアム・ハートの代理人として本訴訟の今後の遂行において出廷することを許されたいと申請した。

上記ヘンリー・セント・ジョン・ブラウンは、ジョン・ウィリアム・ハートを通じて、彼に上記のように出廷する権限を与える委任状を提出した。

被告の代理人エドワード・ハイズリット・ハンターが出廷しており、申請を考慮するならば、上記ヘンリー・セント・ジョン

ン・ブラウンが上記ジョン・ウィリアム・ハートの代理人として出廷することは認めらるべしと命令するものである。

本申請と命令の費用二ドルは、上記ジョン・ウィリアム・ハートが支払うものとする。

署名 H・S・ウイ爾キンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャーレルズ・カービィ

(六)

Na
58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二〇日

ジョン・ウィリアム・ハート

対

E・C・カービィ商会として商売を営むエドワード・チャーレズ・カービィ

原告の代理人ヘンリー・セント・ジョン・ブラウンと、被告の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターとが出廷した。被告の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターは上訴の

許可を申請した。

1 彼は、高等法院が本件上訴において与えるような命令の適正な執行に対する保証を二四〇〇ドルの金額の金銭債務捺印証書によって提出した。

2 上訴の遂行と、本法廷と高等法院におけるすべての費用と手数料および高等法院によって被控訴人に与えられるかも知れないようなすべての費用の支払いとの保証として保証金二五〇ドルを提出した。

3 一八七二年九月一一日付の命令において言及された文書を提出した。

4 彼は上訴の許可を申請した。

5 彼は、上訴の間、六四ドル六五セントの法廷費用とあわせて二三二五ドルの金員を原告に支払うことを被告に指示した一八七二年九月七日の命令が保留されることを申請した。

命 令

申請を聴取し九月四日の命令と九月一一日の命令との条件に被告が従つてきることが明白があるので、

1 上訴の許可が被告に与えられるべしと命令する。

2 さらに、一八七二年九月七日の命令の日時から一ヶ月以

内に法廷費用六三ドル六四セントとあわせて二三一五ドルの金員を原告に支払うことを原告に指示する上記命令が上訴の間中保留されるべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

〔10〕 女王対ジョン・ウッド・ローズ

No.28 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七三年九月二十四日火曜日

女王陛下の副領事にして領事代理兼判事H・S・ウィルキンソンの前で

ケネディ・ド・ピヨートローフスキー——補佐人
ヒューリ・ウイリアム・ハガート

女王

対

第一、囚人は、ジョン・ヘンリー・ジョン・ウッド・ローズ——ウイグナルの人的財産である鉛一〇ポンドを一八七三年八月三日に窃盜してゐる。

第二、囚人は、ジョン・ヘンリー・ウイグナルの人的財産で

第二の告発状についても無罪を申し立てた。

囚人は、彼の審理に対する用意ができていると陳述した。

囚人は、二つの告発と一緒に審理してほしいと希望した。

松、兵庫の女中は、陳述するよう正式に警告された、厳肅

にそうすることを約束し、陳述した。私は、ローズの女中である。日本暦の七月の半ば頃、ローズは彼の服二着と時計を質に入れ、私は四着の着物を質に入れ、その結果手に入れた金を我

私はすべて使い切ったので、我々は食物を買う手段がないようになってしまった。そこで、ローズは、ウイグナルから金を一切受け取ることができなかつたので、問題の金属を売ると言つた。ウイグナルから二五六ドルを受け取ることになつてゐた。ウイグナルから二五六ドルを受け取ることになつてゐたので、件の金属を売ると言つたので、私は、船頭に石炭倉庫から金属を取つてくるようにと言つた。銅と真鍮と鉛があつた。

ある鉛一〇ポンド、銅一〇ポンドおよび真鍮一〇ポンドを一八七三年八月一七日に窃盜したことで告発されている。

被告は、罪状認否にあたり第一の告発状については無罪を申立てた。

た。私はそれ以前に見たのである。それを見ていたならば、私は覚えているだろう。我々はこれらのですべてを売却した「銅の半蝶番、鉛の薄板一枚、鉛の耳、真鍮のボルト三つ」。鉛は、石炭倉庫にあったが、銅と真鍮とは船からとった。私は、貞治郎の息子の常吉の家へ行つた。私はローズと一緒に行つた。我Wはそこで貞治郎に会つた。これは、最初に売る前のことであつた。我々は貞治郎を町角に呼び出した。ローズが私に話し、私が貞治郎に話をした。私は、我々には必需品を買う金がないので、我々のかわりに金属を売ることができないかと彼に聞いた。貞治郎はそこで家の中にはいり、それから外へ出て船に我々を連れていた。船の中で、我々は貞治郎に真鍮と銅とを渡した。この時、貞治郎は一両三分を受け取つた。私は金を受け取つた。七月の中頃我々はここでこれらの物品を売つた。第一の場合には、我々はまた貞治郎を町角に呼び出し、彼に話しかけた。我々三人は一緒に石炭倉庫を行つた。そこで我々はこれWらの品物を彼に渡した。彼はそれらを受け取つて売却した。彼は八両二分を得た。貞治郎は八両二分を私に与えた。この中から、我々は、肉と米と木炭を買い、我々が借りていた家の賃料一両三分を支払つた。この時、ガントリー上にはローズ以外にヨーロッパ人はいなかつた。私は、金属を売るために他の外国

人に倉庫の鍵を与えたことについては知らない。

被告は、本訴人に對して質問はないかと尋ねられても何もないと言つた。

法廷に對して。石炭倉庫に金属を取りにいかせた船頭は岩吉であつた。

署名 松

貞治郎、多聞通六丁目の食料品の行商人は眞実を語るように警告され、そのようにすることを厳肅に約束し、陳述した。六月の末には、私は、オティイ町の常吉の家にいた。ローズと先の証人Wとが通りがかつた。彼らは私を呼び出した。ローズは、資金がもらえなくて生活が苦しいので、私にいくつかの鉛を売つてほしいと言つた。私は彼のかわりに七缶売つた。一両三分を受け取つた。私は、その金を松に与え、彼女はそれをローズに渡した。七月の益の節季に、私はまた常吉のところにいたが、ローズと松が私を呼び出した。彼らは、ローズが資金をもらえて困窮しており家も手に入れたいと言つた。彼らは、若干金属を売つてほしいと私に頼んだ。私は、銅と真鍮と鉛を売つた。その代金として八両半を得た。私は、この金を松に渡し、松はそれをローズに渡した。私はその中から二分を取つた。それ以外のことを彼らの代わりに一切しなかつた。これらの品物

は私が七月の中頃に売ったものだと思う。この半蝶番とこの鉛とは私が売ったものであると確信する。他の誰のためにも、私は、店あるいはガントボートの外で物を決して売らなかつた。私は、蛇口や鋳型については一切知らない。

被告は、この証人に質問はないかと尋ねられて、ないと言つた。

ピヨートローフスキーカー補佐人に対して。私はそれが鍛冶屋の親方の物であると思ったが、ローズが困っていたので彼の代わりに売つた。私は、ローズが鍛冶屋からそれらを得たと思つた。私は、なんのためにそれらが売却されたのかは知らなかつたが、彼は、私に家を借りたいし困窮していると言つた。

法廷に対して。最初の時には、私は船には行かなかつた。金属は陸に運ばれた。ローズと少年がそれを運んだ。亀吉が少年の名前である。

署名 貞治郎

岩吉、J・H・ウイグナルに以前雇われていた船頭は、真実³⁷³を語るように警告され、そうすると厳粛に約束してから陳述した。ローズは、外套と籠の金属とを石炭倉庫に持つていくように頼んだ。私は籠を石炭倉庫に持つていった。このことは、益の節季のころであった。籠の金属は真鍮であった。この時は、

夕方の五時であった。私は、それをガントボートから持つていった。私は、この金属のどれが私が陸へ運んだものかわからぬ。それは夕方であった。私は、一度金属を陸に運んだ。もう一度は、亀吉が金属を海岸に運んだ。

被告に対して。それは外套にくるまれていたので、私には見えなかつたが、それは外套の中でがたがた鳴つた。長さは一メートルで厚さは私の指ぐらいであると思つた。亀吉はそれが真鍮であると私に言つた。私は、外套の端を持って中をのぞいたが、真鍮のようであつた。

ハガート補佐人に対して。私は、石炭倉庫に持つていくようになされたことだけ覚えてゐる。

署名 岩吉

ジョン・ヘンリー・ウイグナル、兵庫の技師は正式に宣誓し³⁷⁴て陳述した。私は被告ローズを知つてゐる。彼は、私のガントボート、スナップ号の監視人であつて、私の構内で一五ヶ月間働いていたと思う。蛇口と鋳型がはいつていた箱が壊してあけられていたこと、食庫の戸は破壊されてはいなかつたこと、彼らは梁の後からこれを取つたことなどと言つて、ローズは、梁の後からこれを取つたことなどと言つて、ローズは、私に倉庫の真鍮の蛇口とその他の品物が盗まれたと報告した。私は、「君はこのことに幾人かのヨーロッパ人が関係して

いるとは思わないか」と言った。彼は、そう思うが知らないと言った。この新しい鉛を除いて、私は、これらの品物が私の物であると確認する。この真鍮の半蝶番はガンボートから盗まれたものである。この鉛は火薬庫から奪われたものである。これは切斷されていた。それは貯水タンクであった。現在約三千ポンドの鉛が紛失している。八月八日に、私は、ティバー商会とのローズの取引を停止した。この時まで、彼はティバー商会から食料品を購入していたが私が勘定を支払っていた。ローズが借り越しているのを、すなわちティバー商会からローズが受け取った金と食料品とがローズの賃金を上回っていたことを私が発見したから、私は勘定を停止した。八月二八日に、彼は、退職を私に通知した。九月六日に、ローズは、私のところへやってきて、その日退職することを望んだ。私は、あなたの月が満了する一六日まで待たねばならないと言った。私は、彼に甲板に行けと言った。二時頃、私は下へ行つたが、全員が去つたのを見つめた。私はコックと人夫とを船上に送つた。翌日私は乗船したが、ローズがいるのを発見した。私は彼に仕事をさせた。ローズは、いつも倉庫と箱の鍵とを持っていた。

被告は、本証人に對し何か質問はないかと尋ねられて、ないと述べた。

ピヨートローフスキーエ補佐人に対して。私は、八月八日まで彼の勘定書を作成しなかつた。私の妻が、彼は借り越していると私に言つた。彼に支払わなければならない残高がある。

ハガート補佐人に対して。翌日、私は町中で彼に会つて、ティバー商会との彼の取引を停止したのでナッハティガールのところへ行けと彼に言つた。しかし彼はナッハティガールのところへは行かず、ティバーのところへ行つて何かを購入した。ローズが何回くらい金を請求したか私は言えない。

署名 J・H・ウイグナル

ウイグナル氏は、ローズに支払われるべき賃金の計算書を提出した。

被告は、物品の売却を認めたが、ウイグナル氏に賃金の支払いを求めたけれども、ウイグナル氏から一切受け取ることができなくなつた後に、食料を得るために物品を売つたのであると申し立てた。

事実認定

法廷は第一の告発および第二の告発について、被告が有罪であると認定する。

それゆえ、法廷は、被告に対し、第一の罪について一五日間

判決

の収監を申渡し、第一の収監の期日が終了するとともに開始する、第二の罪についての一五日間の収監を申渡すものである。

判決決定にあたり、当法廷は、被告が食料の欠乏下にありて置かれていた心情をきわめて寛大に考慮入れるものである。

No. 69

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二八日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

貞治郎

○時まで延期された。

ジヨン・ヘンリー・ウェグナル
原告は、賃金の残金一ドルを請求する。

原告訴訟は一〇月七日月曜日午前一

我々は同意する。
署名 K・ド・ピヨートローフスキイ

兵庫大阪英國領事館の印

訴追人は一切費用を与えない。

署名 H・S・ウイルキンソン

兵庫大阪英國領事館の印

命令

審理に際し提出された物品は、訴追人に手渡されるべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

Na. 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月三日木曜日

神戸市立中央図書館所蔵神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (七)

J・W・ハート

対

E・C・カービイ

被告にして控訴人は、上訴の申請書を提出した。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(10) 貞治郎対ジョン・ヘンリー・ウェグナル (二)

No 69

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

副領事にして領事代理H・S・ウェルキンソンの前で

貞治郎

対

ジョン・ヘンリー・ウェグナル

請求する。

原告は、賃金の残金一ドルを

ジョン・ヘンリー・ウェグナル

請求する。

被告は、支払う義務はないと申し立てた。

貞治郎、多聞通六丁目は眞実を語るよう警告され、陳述した。昨年の一二月に、ローズは、被告の所有物であるガンボートの船頭として私を雇った。私は、一ヵ月に六ドルもらうこと

になっていた。私は、ローズから書類を一枚受け取りそれを被告のところへ持つていった。被告とずっと若い男とがそこにいた。私は五ドルもらうことになっていた。若い方の男が私にその金をくれた。彼は、私から書類を受け取った。被告はそこにいた。私はもう一ドルを要求したが、拒否された。彼らは私をローズのところへやつた。

これで原告のための陳述を終了する。

ジョン・ヘンリー・ウェグナルは正式に宣誓して陳述した。

私はこの男を見た覚えはない。法廷ではじめて見た。私は、船頭を月ぎめでは雇わない。

署名 J・H・ウェグナル

判決

訴訟は、権利を毀損することなしに却下される。訴訟費用は免除される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

(11) 兵庫のインター・ナショナル病院の受託者対ジョン・ヘンリー・ウェグナル

No 61

女王陛下の裁判所 兵庫

八八

〔被告は上記の手紙を承認する。〕

一八七二年一〇月七日曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

兵庫のインター・ナショナル

病院の受託者

対

ジョン・ヘンリー・ウイグナル 求する。

被告は法廷に三〇ドルを払い込み、請求された金額の残金について支払義務がないと主張した。

ヴィリアム・ジョージ・ジョンソンは、正式に宣誓して陳述

した。私は、インター・ナショナル病院の名譽書記であつて、受託者より訴訟提起の権限を与えられている。私は以下の手紙を提出する。

A J・H・ウイグナルから病院の会計係あての手紙。

B 会計係からJ・H・ウイグナルあてに送付された手紙と

勘定書との写し。

C J・H・ウイグナルから会計係あての手紙。

D 会計係からJ・H・ウイグナルあての一八七二年五月一四日付の手紙。

以上が、私の提出しうる証拠のすべてである。

ジョン・ヘンリー・ウイグナルは正式に宣誓して陳述した。
一八七二年五月一四日付のブラウン氏の手紙を受け取った時に、私はブラウン氏に会いに行つた。私は、これ以上ヤングを助けることができない、病院あるいは領事がこれ以上彼を援助しないのであれば、彼らはヤングを追い出さねばならないと言つた。

署名 J・H・ウイグナル

判決

原告は、被告によつて払い込まれた金額以上の責任を被告が負つていることを証明しなかつた。それゆえ、本件は却下されるが、請求が公益信託によつて提起されているので、訴訟費用は免除される。
被告によつて寄託された三〇ドルは原告に支払われるべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

神戸市立中央図書館所蔵神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳(7)

(106) 女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

ジョン・ルーサーフォード・クレイク

Na
71

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

ネーリング・ボーゲル(Nering Bogel) 原告は、勘定支払とし

対 ルイス・ペドロ

ジョン・ヘンリー・ウェイナル ジョン・ルーサーフォード・クレイク、ジョン・スミスおよびウイリアム・アレキサンダー・ワトソンから取られている。

被告は、一五ドルを請求する。

被告は、一五ドルと訴訟費用

三ドルとを法廷に支払った。

原告は出廷しなかったので、一五ドル以外の残余の訴えは却下される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(107) ジョン・ルーサーフォード・クレイク対ルイス・

ペドロ

Na
7 警察

ジョン・ルーサーフォード・クレイク 告発者は、一八七二年九月二二日に、被告が

ジョン・ルーサーフォード・クレイクを殺そうとしてボートから海へ投げ入れようとしたと被告を告発する。

証言録取書が、ジョン・ルーサーフォード・クレイク、ジョン・スミスおよびウイリアム・アレキサンダー・ワトソンから取られている。

囚人は、審理に付された。

ジョン・ルーサーフォード・クレイクは未成年者であるので、オケアーナ号の船長ジョン・シンプソン・カーは、一〇〇ドルで告発の誓約をなした。

ジョン・ルーサーフォード・クレイクは、一〇〇ドルで、出廷し証言することを誓約させられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(108) ジョージ・シンプソン・カー対ルイス・ペドロ

およびジョン・プレストン対ルイス・ペドロ

資

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

No. 8 警察

ジョージ・シンプソン・カー

英國船オケアーナ号の船長

対

ルイス・ペドロ

No. 9 警察

ジョン・プレストン

対

ルイス・ペドロ

被告は、ジョン・プレストンに対し暴行を働いたとして告発されている。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

No. 63

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月九日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ウィリアム・ハウルズ 原告は、セイダイ丸の蒸気エンジンの

修理代金として五一五ドルを請求す

ユージース・ピノー る。

被告は、債務を認諾した。

判 決

被告は、原告に対し五一五ドルと訴訟費用一六ドル八八セントとを支払うべし、この内三〇〇ドルと訴訟費用一六ドル八八セントとは即刻支払うべし、二一五ドルは本日より三〇日後に支払うべしと命令する。

上記訴訟は、審問を一〇月一〇日木曜日と指定されていたが、被告の要請により本日審理され、原告が出廷していた。

(109) ジョージ・シンプソン・カー対ジョームズ・マッキーバー

384

(109) ウィリアム・ハウルズ対ユージース・ピノー

女王陛下の裁判所 兵庫

女王陛下の副領事にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

一八七二年一〇月一〇日木曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

No.10 警察

ジョージ・シンプソン・カー、

英國船オケアーナ号の船長

対

ジェームズ・マッキーバー、上

被告は、一八七二年九月二六
日に英國船オケアーナ号から
脱走したとして告発されてい
る。

被告は、告発を認めた。

刑の宣告

今回の件が被告が当港に来て以来三回目の犯罪であるので、
被告に五週間の収監を命ずるが、オケアーナ号が刑期の満了まで
に出港する場合には、オケアーナ号の出発前に船上に移送され
れるべしと命ずるものである。逮捕と刑の宣告とに要した費用
七ドルが上記ジェームズ・マッキーバーの賃金から控除される
べし。五ドルは逮捕費用、五〇セントは監獄の生活費、一ドル
五〇セントは訴訟費用である。あらんに別途金員が、本日より釈
放までの間の監獄費用として控除されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

(38)

Na.73 女王陛下の裁判所 兵庫

ヤン・ショート一世、ヘンドリック・アダム・
シヨイタ・およびヤン・グレーンウート対ロバ

ート・エディス・ハリス

Na.73

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一一日金曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

シヨート・シヨイタ・商会のモトヤ

貿易に従事するヤン・ショート一世
(Jan Shut)、ヘンドリック・アダメ・シヨイタ (Hendrick Adam
Sheuter) およびヤン・グレンウート (Jan Groenewout)
原告は、ホワイトアダム号から引き渡された鉄が
二八〇・三六ピクルス不足しており、その不足分
として一四五七ドルを請求

対

ロバート・エディス・ハリス、英國

求める。

船ホワイトアダム号の船長

被告は、彼が法廷に六九ドル八八セントを払い込んだ三三一束

料

の鉄を引き渡せなかつたことを認めるが、残余については引き渡したと主張している。

ヤン・グレーンウートが原告側を代表して出廷し、被告は本資人が出廷している。

一〇二〇束の釘用の鉄棒が船上で受け取られたことが認められた。原告は、釘用の鉄棒九八八束を受け取り、それに対しても一〇二〇束についての船荷証券について受け取りを与えたことを認めた。引き渡しの際不足した三三束について、原告は、被告によつて法廷に支払われた六九ドル八八セントの金額が適切な等価であることを認めた。原告は、彼らが引き取つた九八八束の鉄がすべて彼らの所有物ではなく、三五六束のみ³⁸⁸が彼らのものであること、鉄の代金が後に支払われるという了解のもとに、ホワイトアダ一号の周旋人であるルナン・ボラノ商会（ホワイトアダ一号）によつて運ばれてきた釘用鉄棒の荷受け人の要請によつて残余のものもあわせて引き取つたこと、その後代金が支払われなかつたことを陳述した。

被告は、ルナン・ボラノ商会に問題の協定を作成する権限を与えなかつたこと、九八八束の鉄が原告の所有物であると信じて引き渡し、問題の協定については知らなかつたと陳述した。

原告は、船荷証券（A）とインボイス（B）を提出した。

ルーデビック・ポラノ（Rudovick Polano）は正式に宣誓して陳述した。私は、ルナン・ボラノ商会の共同経営者である。我々は、ホワイトアダ一号の周旋人である。船の到着後、私は、ショート・ショイター商会を訪問し、一〇二〇束の鉄を船から引き取ることを要請し、彼らが提示した船荷証券に連署した。一、二日後に、引き渡された鉄がショート・ショイター商会の鉄ではないとショート・ショイター商会が考へているということが我々の事務所で読みあげられた。我々は、同一の船で鉄を受け取り、その船で鉄を受け取つた唯一の他の人物である。自分の責任で、私は、ショート・ショイター商会が鉄を引き取つてから、彼らが我々の鉄を引き取つたか、我々が彼らの物を引き取つたかが万一判明した場合には、交換すべきであるということを取り決めた。後に、我々の注文によつて引き渡された鉄を私が見た時に、私は、それらがすべて我々のものであるとわかつた。後になつてショート・ショイター商会が、彼らが受け取つた鉄が彼らのものではないと言つた。私は、それは彼らの責任と負担³⁸⁹でそこにあるのだと言つた。私は、それが彼らのものでないのであれば、なぜ彼らはそれを受け取るか、そのような意味のことを言つたのかと言つた。

被告に対しても、我々の鉄の印は、赤い二つの十字である。

法廷に對して。私は、原告が鉄を引き取るべきであり、それが後に船によって正当とされるということを、船の周旋人として原告と決して取り決めなかつた。私は、彼らが鉄をもつていかなければ、彼らの責任と負担のもとに鉄を荷揚げすると彼らに言つただけである。

署名

ルードビック・ボラノ

ソーレン・トムセン (Soren Thomsen) 港湾労働者は正式に宣誓して陳述した。その日の朝、私が乗船した時に、私は甲板に鉄が積み重ねられているのを見た。私は、それがあなたの鉄でないことはわかつた。それは、半インチから八インチまでさまざまな大きさであった。私は、一等航海士に、この鉄はシユート・ショイター商会のものではないと言つた。彼は、彼らはそれを船上に鉄を置いていないと説明した。私は、一等航海士に船荷証券にあるように八分の一インチのもの以外は引き取ることができないと言つた。一等航海士は、彼は鉄について

ると私に言つた。彼らは、それが彼らに属する鉄のすべてであると言つた。しかし、ボラノ氏は、五六〇束のうちのいくつかはボラノ氏のものであると言つた。翌日、私は、金を受け取つてから、五六〇束についての関税を支払い、それらの鉄を倉庫に持つていくつもりであつた。ボラノ氏は、そのうちのいくつかを取り除いてくれとねんごろに私に頼んだ。私は、いやだと言つた。それから、ボラノ氏は、それを取り出すために中国人と幾人かの人夫を連れてきたので、私はシユート・ショイター商会に言いに行つたが、どのように彼らが話をつけたかは私は知らない。私とシユート・ショイター商会の紳士が降りてきた時に、ボラノ氏は、鉄を取り出し始めた。私は、彼らがなんらかの取り決めをしたと思う。というのは、シユート・ショイター商会の代理人が、ボラノ氏が鉄を取つても取らなくても、私が倉庫に持つていかねばならないと私に言つたからである。

被告に對して。私は、鉄棒のほとんどに印を見なかつた。鉄は少し錆びていた。私と一等航海士との間で一トーリーについて口論した。鉄を数えるために三等航海士が海岸に送られた。これは、鉄九八八束に対する私の受け取りである。

署名 ソーレン・トムセン

ヤン・グレーンウートは正式に宣誓して陳述した。現在税關領事館にある問題の鉄には印がない。その上、それらは大きさがさまざままで、市場価値にも相違がある。

被告に対して。我々は、一〇二〇束の鉄を取って当然である。船荷証券で特定された大きさのものは一切ないが、あなたは印のあるものを引き渡さねばならなかつたが、あなたはそれをしなかつた。私はボラノ氏が私の鉄を受け取つたと思う。私は、ルナン・ボラノ商会の印を知つてゐる。それは、私のものと同一であつた。私が受け取つた鉄には印がなかつたと信じてゐる。それが八分の一インチであつたから私はその鉄を受け取つただけである。その鉄は大変鋸びてゐるといふのではない。いくつかの束は鋸びており、いくつかは全く鋸びていない。一〇二〇束は完全に保護されていた。船荷証券で特定された大きさのものは一切ないが、印はある。

法廷に対して。私はボラノ氏が受け取つてほしいと依頼した時には、彼が船長の名で依頼しているのだと常に考えてゐた。

署名 J・グレーンウート

Na
74

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一日金曜日

(12) ジョン・ハートレー、チャールズ・R・ハートレーおよびジョン・ヘンソン対ロバート・エディス・ハリス

訴えは却下されるべし。
被告によつて法廷に払い込まれた六九ドル八八セントは、訴訟費用四〇ドル九五セントを控除したのち原告に支払われるべしと命ぜるものである。

判決

原告に対しても。私は、横浜で鉄を荷揚げした。私は、その大きさを覚えていない。

兵庫大阪英國領事館の印

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で
ロバート・エディス・ハリス。鉄につけられた印はよく残らない。東へ行った二〇〇〇束の上にあつた印は、見えるまで残つてゐるのは五〇ぐらいしかなかつた。

J・ハートレー 原告は、ホワイトアダーハー号に従事するジョン・ハートレー

Na
73

(Hartley)、チャールズ・R・

ハートレーおよびジョン・ヘン

ソン (Henson)

対

ロバート・エディス・ハリス、

英國船ホワイトアダーワー号の船長

被告は、一、損害を否認する。

二、過失を否認する。

ジョン・ヘンソンは、原告側の代表として出廷し、被告は本人が出廷している。

ジョン・ヘンソンは、原告側の代表として出廷し、被告は本アレキサンダー・キャメロン・シム、兵庫の薬剤師は正式に宣誓して陳述した。私は、炭酸マグネシウムを大量に販売している。私が受け取る通常の価格は、一ハンドレッドウェイットにつき一八ドルから二一ドルである。私は、一〇月一日以降一切売ることができなくなつた。百瓶単位で重炭酸ソーダを売る場合、受け取るべき公正な価格は、一瓶につき二五セントから三〇セントまでである。夏と冬との間には、売り上げには相違がある。冬には、どのような価格でもほとんど販売が不可能である。もしこのような商品が九月の中旬頃到着したら、私は、翌年のシーズンまで在庫のままであるうと考える。これらの商品

よつて運ばれた商品について市場の損害七四ドル、すなわち上記損害は、被告の過失によつて生じたと主張する。

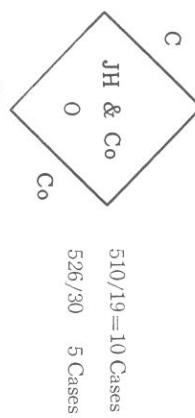
よつて横浜で船が引き止められたことによつて生じたと主張する。

ジョン・ヘンソン、原告は正式に宣誓して陳述した。私は、ホワイトアダーワー号によつて船積みされた一九の箱の完全船荷証券(A)を提出する。これらの箱は、本年の初めに船に積まれ、船荷証券は三月一四日に署名された。

私は、七月二〇日付の横浜において船の代理人によつて与えられた通知(B)を提出する。その通知の日付から船の積荷を荷揚げする合理的な期間は約三〇日であろう。当地で私は乗船し、ロッテルダムに向けて横浜で積み込まれたと航海士が認められた。私は、本船の到着が非常に遅れたので、本船が運んできた商品は、私にとって七四ドルの損害があると見えた。私は、一ハンドレッドウェイットにつき一四ドルで炭酸マグネシウムを売り、重炭酸ソーダは一瓶につき一〇セントで売っている。私は、重炭酸ソーダについては一六セントを、重炭酸マグネシウムについては一ハンドレッドウェイットにつき一八ドルを得ることができたはずであった。

被告に対して横浜での私の共同経営者は、ジョン・ハートレー

一氏とチャーレズ・ハートレー氏である。我々の主たる住居は江戸にある。私のインボイスは二月の日付である。私のインボイスは忘れてきた。私が請求している荷物の印は、



Hiogo

である。

私は、ホワイトアダーハ号の船上に、横浜の我々の家の積荷があつたと信ずる。私は、当時横浜港に停泊中の他の船がもっと勤勉であつたと陳述しうる。それらのうちのいくつかの船の名前は、ウィリアム・ミーリアス号、ペンリス号、オケアーナ号、船内と船上に荷物を満載したイースター・チーフ号、デカルボリス号、江戸号、ウッドホール号、エンゲルバート・デボナ号、トラキアン号、ボリールイス号、ジエシー・イザベル号である。私は、これらの船の名前を新聞のファイアルから取つた。

私は、ウィリアム・ミーリアス号が石炭を積んでいたと思う。それは大きな船である。オケアーナ号は、七月一五日に到着

し、八月一四日に出港した。船の規模は覚えていない。私は、イースター・チーフ号の大きさは覚えていない。イースター・チーフ号がどのような積荷を積んでいたか知らない。いく隻かは大きな船で、いく隻かは小さい。私は、横浜が自由港であり、しばしば船が悪天候のために積荷の荷揚げができなくなることがあるのを知っている。いつ我々の会社の積荷の荷揚げが横浜で終了したのか知らない。

署名 ジョーン・ヘンソン

ウイリアム・ショージ・サンズ (Sands)、兵庫の商人は正式に宣誓して陳述した。私は、ちゃんと陳述された証言を聞いた。もしその船が横浜で荷物を積み込むのを知つていれば、私は、そのような船では荷物を送らない。要した時間から判断するに、私は、横浜での荷揚げで相応の努力がなされなかつたと言つべきである。船の出港を遅らさずに、横浜で新しい荷物を積み込むことが可能であったとは私は思はない。

署名 ウィリアム・G・サンズ

リューアイン・ジョセフ、兵庫の商人は真実を語ることを厳粛に約束して陳述した。私は、ちょうど今この証言を聞いた。私は、この船とアルブエラ号のような他の船とで荷物を受け取つてきた。もし私が横浜で引き止めがあると考えるならば、それ

らの荷物は積載されなかつたであろうと私は主張しうる。荷物の積み込みにおいて、より多くのあるいはより少い時間がかかつたにちがいないと私は言わねばならない。

被告に対して。私は、アルブニラ号とホワイトアダーハ号の規模については私は注意しなかつた。

署名 リューアン・ジョセフ

ウイリアム・ジョージ・ジョンソン、兵庫の問屋。私は、本事件においてなされた証言を聞いた。過去一年間、私は海運業に関係してきた。荷揚げ前に横浜で荷物を積み込む予定の船では、私は、兵庫向けに船積みしない。船を引き留めないで横浜でどのように新しい荷物を積み込みうるか私には想像がつかない。

署名 ウィリアム・ジョージ・ジョンソン

ロバート・エディス・ハリス、ホワイトアダーハ号の船長は正式に宣誓して陳述した。私は、横浜で相当の努力を払つたと思う。一つ以上のハッチが船にあり、乗組員以外に大勢の人夫を雇つたので、船を引き止めることなしに、私は、荷物を積み込んだ。その商人からボートを入れ、天候が許すならば、私は、三つのハッチから積荷を陸揚げすることができたである。私は、天候の重圧によって仕事ができなかつたのが何日であ

あつたか言えない。私は、七月一五日に横浜に到着し、九月一日に離れた。その期間中、横浜で私は一五〇〇トンの積荷を陸揚げした。補強パラストを使用もせず、あるいは積荷を固めることもなく、兵庫に無事にやつてくることはできなかつたであらう。補強材として三〇〇トンを積み込んだ。それは青銅であつた。横浜を出港する前に、私は二〇〇トンの茶の底荷を積み込んだ。兵庫への航海を完全なものにするために、底荷を積み込むことが必要であつた。その他に、約一ダースの小さい箱を積み込んだだけである。当初よりの兵庫行き積荷として約一〇〇トンの容積貨物を積み込んでいた。私は、横浜からの傭船契約を、横浜と兵庫とからヨーロッパ向けの荷物に対するものと理解してきた。両港における船積みのための停泊日数は三〇日である。横浜では船積みに一四日を費やした。私は、同時に積荷を陸揚げした。その積荷を取り除かなければ、底荷を取り除かねばならなかつたであらう。船には永久パラスト用銛鉄はなかつた。私は、容積貨物のほかに鉄を少々荷揚げした。私は、海へ出るために船を一六フィートまで沈めた。ホワイトアダーハ号は非常に傾きやすい。本船荷証券において明記されているボイラーや機械を積んでいた。二九八八束の鉄を積んでいるボンベイから積荷なしで出港する時に、五五八トンの底荷

料

を積み込んだ。それは、ボンベイからカルカッタまでの短い航海であった。何人かの商人は、我々が積荷を陸揚げすることを許さない。彼らは、天候が許しボートを手配しうる時には、積荷のために自分たち自身のボートを送ってきた。横浜宛の積荷を陸揚げした最後の日は九月七日であった。私は、原告宛の積荷を九月五日に陸揚げしたが、その品物は、一一日にフランス

波止場から受け取れなかつた。我々が原告のために大くの積荷を陸揚げしたことを私は覚えているが、それは、彼らがボートを派遣しなかつたからである。

私自身すべての荷物を勝手に陸揚げすることができれば、三日か四日の余裕ができたであろう。陸揚げした最後の日がいつであったか言えない。

法廷に対して。船が水の中に十分に沈まなかつたので、七日以降に茶の底荷を積み、兵庫向けの荷物を中甲板から降ろした。約三分の一の荷物である。二等航海士が一日私を引き留めた。通関手続をすませた後、私は、彼を病院に連れていかねばならなかつた。私の船は、一六五〇トンの重量貨物と容積貨物とを運んだ。船の中央下部船倉に青銅を積んだ。当初より兵庫向けの積荷を一六〇トン以上積んでいたとは思はない。オケアナ号は、ホワイトアダーハー号の約三分の一の大きさであり、上記の他のすべての船はホワイトアダーハー号より小さいし、そのう

ちのいく隻かは石炭を積んでいた。私の船よりはるかに小さいアルブエラ号は、我々よりも三日長く横浜に停泊していた。アルブエラ号には一般貨物が積み込まれていた。アルブエラ号は一切陸揚げしなかつたし、ホワイトアダーハー号の半分よりも小さいオケアーナ号は四〇日間停泊していた。

署名 R・E・ハリス

ジョン・ロビンソン (Robinson)、ホワイトアダーハー号の一等

航海士は正式に宣誓して陳述した。ホワイトアダーハー号は、港で他の船よりも早く積荷を陸揚げする。作業が可能な時には、無駄な時間はなかつた。大変勤勉に陸揚げ作業が行われた。復航の積荷は全く船を止めなかつた。それは、全く往航の積荷の妨害をしなかつた。ホワイトアダーハー号には、兵庫への航海を促進するに十分な補強材がなかつた。横浜で積み込まれた積荷がえて、底荷を積み込む必要があつた。ハートレー商会の積荷が最後に陸揚げされたのは九月五日であった。最終的に船荷の陸揚げを終了したのは九月七日であった。二つのハッチだけから積荷を陸揚げしたが、天候がよくてボートが船首に横づけできる時には、三つのハッチから陸揚げした。補強材を積み込むために陸揚げを停止することは一切なかつた。補強材は、その目的のために陸からやってきた人夫たちによつてもう一方の舷側

に置かれた。船を出港させるためにありとあらゆる可能な迅速な処理がなされた。我々は、積荷を陸揚げしてから、兵庫行きの荷物をもとに戻し、底荷を積み込まねばならなかつた。我々は、ロンドンから横浜まで約一一五日かかつた。我々の船よりも短期間に航海した船は横浜にはない。ルアンダー号は一三五日を要したと私は思う。我々は横浜から当港まで三日できた。我々は、当港まで他のどの船よりも早くやつてきた。

原告に対しても。あなたと船上で会つたと私は思う。その時積荷を陸揚げしてしまつていかどうか私は言えなかつた。翌日あなたのために箱をいくつか用意しようと私はあなたに言った。私は用意していた。あなたのボートがそれらを取りにきたが、荷を引き取ろうとはしなかつたので、私は再度荷物を船底におろした。翌日それらの荷物は問屋のボートで海岸に運ばれた。いつも私はあなたのボートのために荷物を用意していたが、ボートは受け取ろうとしなかつた。彼は、すべてを受け取ることを望んだ。私は彼にそれができるならば荷物を全部渡すが、他にも荷物を受け取らなければならない人がいると言つた。兵庫行きの荷物は、横浜宛の荷物を通すために、横浜で下の方の船倉から引き出された。復路の荷物は、本船に属する人夫の一人によつて点検された。積み込み荷物は積み出し荷物の

妨害をしない。積み込み荷物はテークルを必要としなかつたし、両舷側で陸揚げようとしても、ハッチでは一つしかテークルを使用できないから、不可能であつた。一人のボイは、あなたが主ハッチの下で見た荷物を持ち上げることができた。我々は、積み込んだ荷物の非常に小さいピストンのためにテークルを使つた。それを積み込むために、約五分前後テークルを使用した。私は、横浜で青銅とシヨウノウとロウとを積み込んだことをあなたに言わなかつた。もし、我々が荷物を一切受け取つていなければもっと早く陸揚げすることは不可能であつたろう。彼らは、ハッチ通路に青銅をほうり投げた。同じ時に、積荷がそこから出てきていたのである。

法廷に対して。私が乗船した時には、船は約三分の一ぐらいの積荷であった。我々は、三週間かけて積荷を完了した。我々は、荷物の日本での陸揚げを、積み込んだ時と同じ迅速さで行うことができなかつた。日本では、積荷の陸揚げのための設備がなかつたのである。風雨によつて積荷を陸揚げできなかつたのは一〇日間であると私は言わねばならない。我々は七月二二日から陸揚げを開始した。主ハッチ通路から陸揚げすべき大きな重い機械を積んでいた。もうひとつ積荷には二二日からとりかかつた。我々は、その機械を陸揚げするために、船を繫留

し、滑車を取り付けつつあったのである。最初、我々は、あまりにも岸壁に近すぎたので二度にわたって船を繫留させねばならず、そのために一日かかった。設備を考慮に入れると、横浜港は、大変晴れた日に三三三トンの作業をすることができる。

ウィリアム・ヘンリー・トーマス (Thomas)、アルブエラ号の船長。ロンドンでは、私の船は、横浜と兵庫行きの停泊位置にあつた。ホワイト・バース号は、アルブエラ号が出港してからアルブエラ号の位置に停泊した。同じ人夫が両方の船に荷物を積んだ。私の船は、ホワイトアダーハイより四〇日から四二日早くロンドンを出港した。私は、ホワイトアダーハイより三日前に横浜についた。ホワイトアダーハイは一四五〇トンから一五〇〇トンの積荷を陸揚げしたと言わねばならない。アルブエラ号よりもはるかに多い積荷である。ホワイトアダーハイが建造された時から私はこの船を知っている。この季節に兵庫へむけて航海するにはホワイトアダーハイの吃水が深すぎるとは思わない。ホワイトアダーハイが横浜向けの積荷を陸揚げするのに必要以上に停泊していたとは私は思わない。ホワイトアダーハイは人手不足ではなかつた。ホワイトアダーハイが三つのハッチからしばしば荷揚げをしているのを見た。青銅が一方の舷側から積み込まれ、一船の荷物がもう一方の舷側から積み出されてい

たのを私は幾度も見た。青銅を積み込むためにホワイトアダーハイが引き止められたとは思わない。私の船は、底荷のために三日間引き止められた。私は、あなたが青銅を積み込むことによつて時間を短縮したと思う。底荷がホワイトアダーハイに積み込まれるのを見た。日曜日に底荷が積み込まれるのを見た。悪天候が作業を数日間妨害した。悪天候と、用意のある時に積荷用のボートを送る上での海岸の商人たちの怠慢とによって、私は一〇日から一二日を無駄にした。

原告に対しても、横浜で荷物を積み込むことによって、ホワイトアダーハイが時間を稼いだと私は思う。私は、二〇〇トンの底荷を積み込んだ。アルブエラ号は二〇〇トンの積荷を積んでいた。横浜で一五〇トンの積荷をおろしたと私は思う。私は横浜で積荷を待たなかつた。兵庫へ向う途中で、私は、復路の積荷を募集した。

法廷に対しても、私は、ハリス船長以前からホワイトアダーハイの船長を知つており、ホワイトアダーハイが非常に不安定な船であることはよく知つていた。

署名 ウィリアム・H・トーマス

ルードビック・ボラン、兵庫の商人は陳述した。私は、この二年間日本で海運について多くの経験を積んできた。私は、船

積みの世話をしてきただけである。横浜については知らないが、兵庫には陸揚げの設備がないことを知っている。当地では船荷の陸揚げに非常に時間がかかると私は思う。船長が非難されるべきかどうかを言うことは難しい。大部分は、周旋人と荷受人とにかくついている。概して船長の責に帰するわけにはいかないと私は思う。我々は、ホワイトアダーワー号の周旋人である。私は、ホワイトアダーワー号の積荷の陸揚げを世話してきたが、非常に早く陸揚げすることはめったにない。入港した積荷が荷受けの責任と負担とによって陸揚げされるという内容の回状を我々は荷受け人に回覧した。私は船上に積荷を持っていた。積荷が横浜で不必要に引き留められたとは思わない。三隻の船を除き、ホワイトアダーワー号がロンドンから横浜までかつてなく早く来たと私は思う。

原告に対して。私は六〇日間が長すぎるとは思わない。悪天候で一〇日間、日曜日で九日間、ホワイトアダーワー号が作業を停止し、残された四一日間が、一〇〇〇トンの一般貨物を陸揚げするには長すぎたわけではない。兵庫で一五〇〇トンの荷物を陸揚げした船は今までないと私は記憶している。

署名 ルードビック・ボラノ

判決

本訴訟は、被告の船によって輸送された商品市場の損害七四ドルを回復するために提起された。船荷証券は、横浜と兵庫とに向けてのものであつた。船が横浜に立ち寄る権利を有していたことは認められるが、横浜港での遅延が主張され、船が横浜でヨーロッパ向けの貨物を積み込んだことが示されている。ホワイトアダーワー号が積み込む権限を与えられていない積荷を積み込んだのであれば、船主は、積荷の荷受け人に生じるであろう損害に対し責任を有することは疑いない。しかし、私は、証言から遅延がなかつたと確信しており、レイン対ビルおよびコーマック対グラッドストーンの諸判決が、遅延がない場合には貨物の積み込みは船主に責任を負わせないと判決したと考える。被告が貨物の積み込み行為によって生じた遅延という推定事實に対し反証をあげたと私は信じる。それゆえ、私は、訴訟費用を除き訴えを却下するものである。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

申請が法廷によつて命ぜられたので原告が支払うべき手数料は三ドルである。H.S.W.

(後記)

本稿は、一九九〇年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。